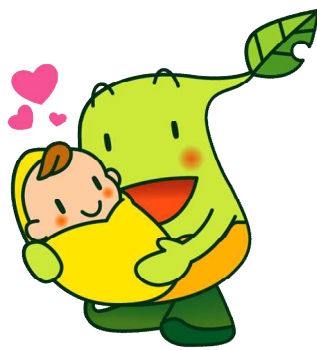
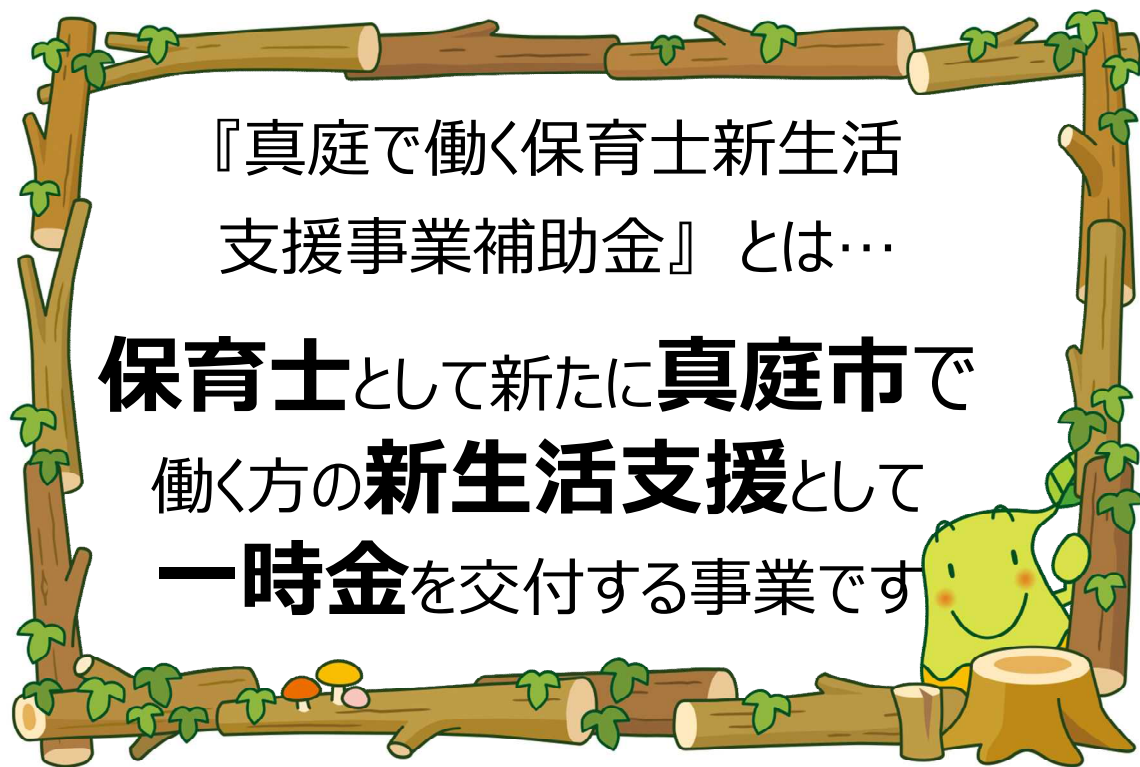


真庭で働く保育士 新生活支援事業補助金 手続きガイド



真庭市健康福祉部子育て支援課
(令和6年4月作成)



『真庭で働く保育士新生活
支援事業補助金』とは…

保育士として新たに**真庭市**で
働く方の**新生活支援**として
一時金を交付する事業です

【対象となる方】

保育士資格または幼稚園教諭の普通免許を取得してから5年間のうちに、真庭市内の保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業を行う事業所または認可外施設に、**常勤の保育士、幼稚園教諭、保育教諭※**（公立の場合は、任期付、会計年度を含む）として新たに就職し、3年以上継続して勤務する意思のある方

※この事業の「常勤職員」とは1日6時間以上かつ週30時間以上勤務する方です。

【補助金の金額】

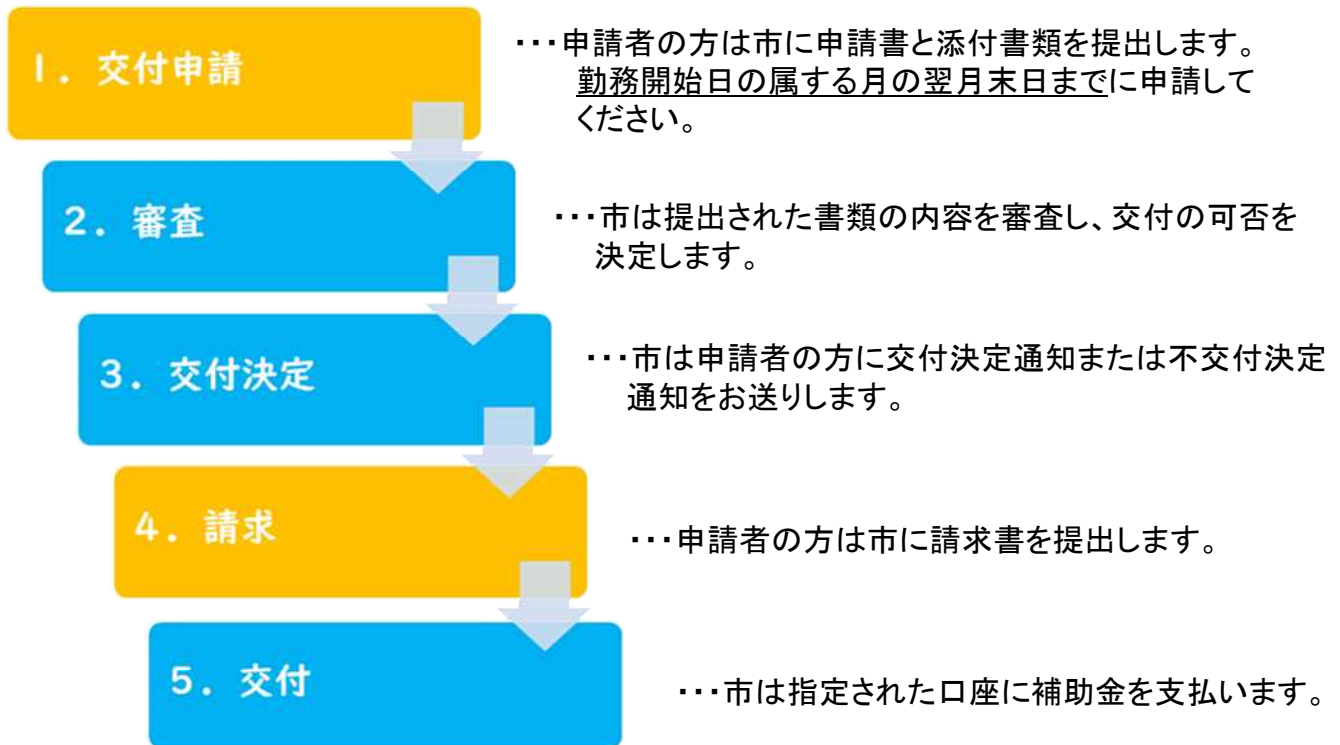
保育所等に新たに就労した場合に**25万円**を交付します。
就労のため市内に自分が居住する住宅を借り受けた場合は**50万円**を交付します。

【その他の条件】

- この補助金は所得税（一時所得）の対象になりますので、税務署への申告が必要です。交付を受けた方は確定申告の際に交付決定通知を持参してください。
- 交付を受けられるのは1人につき1回のみです。
- 市税に滞納のある方、真庭市暴力団条例に規定する暴力団員は対象になりません。
- 虚偽の申請やそのほか不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明した場合、全部または一部返還を求める場合があります。

＊交付申請・実績報告について

①交付申請から交付までの流れ



②提出書類 ※このマークがついた書類はホームページからダウンロードできます。

交付申請に必要な書類

- ・真庭で働く保育士新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）※
- ・誓約書（様式第2号）※
- ・雇用契約がわかるものの写し（雇用契約書など）
- ・保育士資格等の写し
- ・就労のため市内に自分が居住する住宅を借り受けた場合は、その住宅に居住を開始した日がわかる書類の写し（賃貸契約書など）

請求に必要な書類

- ・真庭で働く保育士新生活支援事業補助金請求書(様式第5号) ※
- ・通帳のコピー（銀行名、支店名、支店コード、口座番号、口座名義人がわかるページ）

③交付申請期限

勤務開始日の属する月の翌月末日

例：令和6年4月1日から勤務する場合、令和6年5月末までに申請してください。

④交付申請方法

申請書類を郵送または持参により、申請先に提出してください。

申請書及び専用の様式は真庭市ホームページからダウンロードできます。

＊モデルケースについて

(ケース1) 保育士等養成課程を卒業した翌年度の4月から就職した場合

令和6年4月

新たに就職



令和6年5月末
までに

交付申請



審査後
(約1ヶ月後)

交付

(ケース2) 資格・免許取得後5年以内で年度途中で新たに就職した場合

令和6年7月

新たに就職



令和6年8月末
までに

交付申請



審査後
(約1ヶ月後)

交付

(ケース3) 資格・免許取得後5年以内に他市の保育園等を離職し、真庭市内の保育園等(補助対象施設)に新たに就職した場合

令和6年10月末
市外の保育園等を
離職



令和6年11月
市内の保育園等に
新たに就職



令和6年12月末
までに
交付申請



審査後
(約1ヶ月後)
交付

(交付対象とならないケース)

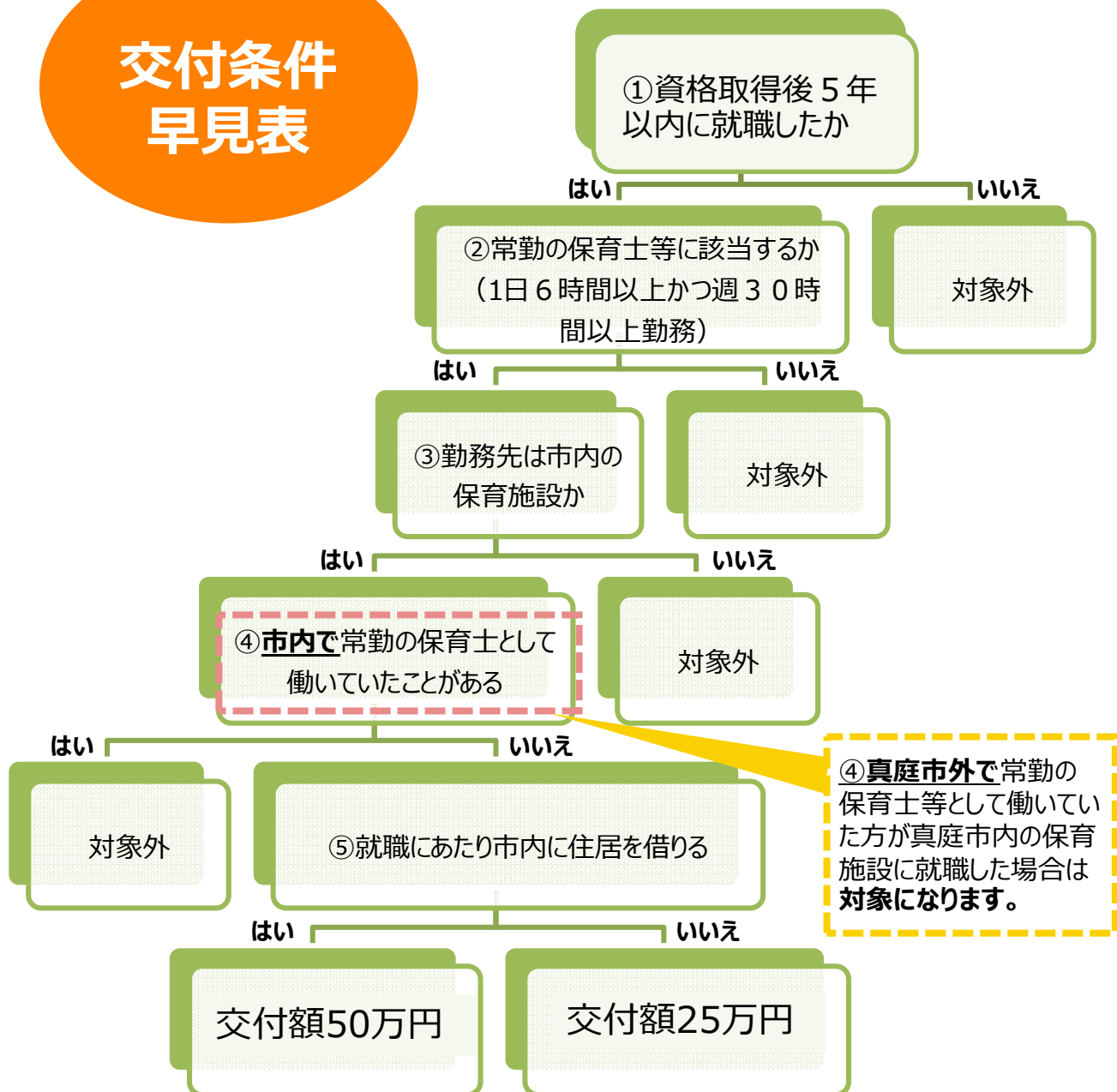
・資格・免許取得後、5年以上を経過した後に就職した場合

例：令和6年4月1日に就職した場合、令和元年4月1日以降に資格・免許を取得した方が交付対象となります。

・資格・免許取得後すでに常勤の保育士等として市内の補助対象施設で勤務したことがあり、その後別の対象施設に就職した場合。

など

交付条件 早見表



詳しくは以下のお問い合わせ先にご相談ください。

申請先・お問い合わせ先

真庭市役所健康福祉部子育て支援課
住所：岡山県真庭市久世2927-2
電話：0867-42-1054
FAX：0867-42-1388
メール：kosodate@city.maniwa.lg.jp



真庭で働く保育士
新生活支援事業に
ついて



真庭市の保育士
支援制度について